

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ地域 知内地区 (知内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後、個別経営体の減少が見込まれる中、永続的に集落周辺の優良農地を保全する義務があると認識しているため、若年層農家へ集積を図り、地域が一丸となって作業への協力、支援、若者(受け手)の就農者を育成することが急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用者である若年層の個別経営体を中心に集積・集約を進めていく。
新たに施設野菜で農家が就農している現状であり、水稻への新規就農を促進するため、順次、水管理作業などから教示、支援し、新規経営体を育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化、自動給水装置の設置を計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市やJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等から継続的に情報の提供を受ける。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策に取り組む。
 ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する
 ⑦⑧世代をつなぐ農村まるごと保全管理対策に取り組む、農道や水路等を共同活動により保全する。